○内閣府告示第四百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県

二　地域再生計画の名称　新潟県下越地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市及び胎内市並びに新潟県北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町並びに岩船郡関川村及び粟島浦村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大野市

二　地域再生計画の名称　人を結び、時を結び、地域を結ぶ　結の故郷　越前おおの雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第四百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県

二　地域再生計画の名称　山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　未来の長寿食「キヌア」と「木製弁当箱」の上野原ブランド化による地域雇用の創造-長寿の里うえのはらの農林再生プロジェクト-

二　地域再生計画の名称　未来の長寿食「キヌア」と「木製弁当箱」の上野原ブランド化による地域雇用の創造-長寿の里うえのはらの農林再生プロジェクト-

三　地域再生計画の区域の範囲　上野原市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第四百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県

二　地域再生計画の名称　長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　塩尻市

二　地域再生計画の名称　塩尻市雇用創造「結（ゆい）」プロジェクト～交通の結節点から、産業、情報、観光、文化の結節点へ～

三　地域再生計画の区域の範囲　塩尻市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第四百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡市

二　地域再生計画の名称　静岡市地域本社機能移転・拡充促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　静岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び三島市

二　地域再生計画の名称　三島市の立地環境・地域特性を生かした企業誘致推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　三島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊豆市

二　地域再生計画の名称　伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊豆市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第四百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三